# 平成 27 年度
# 議会運営委員会行政視察報告書

期　間：平成 27 年 11 月 10 日～12 日
　　平成 28 年 1 月 18 日～21 日
訪問先：北海道旭川市議会
　　北海道登別市議会
　　滋賀県大津市議会
　　三重県四日市市議会

## ◎議会運営委員会　行政視察復命名簿

●議　員

委 員 長　　藤谷　良幸

副委員長　　横澤　輝樹

委　　員　　川崎　眞敏

委　　員　　鈴木　利行

委　　員　　佐藤由加里

議　　長　　中井淳之助

●参　与

主　　査　　萩原　彰（総務課）

主　　査　　山本　純（人材育成課）

●事務局随行

主　　査　　木村　博之（議長随行）

書　　記　　牧野　竜二（担当書記）

# 【視察地及び視察項目の選定について】

本市議会では、二元代表制の下に議会の役割や機能を強化するため、2年おきに先進都市への視察を行っている。他市町村の取り組みを参考とし、本市の地域背景や歴史に見合うよう変換しながら取り入れることで、市民福祉の向上に寄与する議会を目指している。平成25年に視察した「一般質問における一問一答方式」を、平成26年6月定例会から取り入れた。報道各社にも大きく取り上げられた結果、傍聴者やインターネット中継・ラジオ放送の視聴者からは、「質問や答弁の内容がわかりやすくなった。」と好評の声が多く寄せられている。

昨今、政府主導のもと、全国的に地方創生が叫ばれている。超高齢社会となった日本の地方都市において、少しの猶予もない中、執行機関はこれまで以上に的確な施策を実行しなくてはならない。それと同時に監視統制権を持つ議会・議員の役割や責任が増大していることは明白である。チェック機能・政策立案能力・情報発信などの強化を初め、議会・議員はその時代と共に、常に変化をする必要がある。そのために、苦悩しながらも挑戦を続けている他自治体議会の同僚議員の皆さんと意見交換をし、その姿勢を学ぶことは何物にも代えがたい。

平成27年度に入り、統一地方選後の議会運営委員会において、本市議会として取り組む改革項目を選定した。その中でも、絶え間ない議会改革を行うための**「議会の自己評価・外部評価」**と**「改革への行動指針の策定」**、議会への市民参加を促すための**「市民との意見交換会・議会報告会」**、議案資料等のペーパーレス化を図るための**「タブレット端末の導入」**の3点4項目を特に重要と位置づけ、既に導入や試行をしている先進議会を視察することとし、下記のとおり先進都市を選定した。

| | | |
|---|---|---|
| **絶え間ない議会改革を行う** | **議会の自己評価・外部評価** | 北海道　旭川市議会<br>北海道　登別市議会 |
| | **改革への行動指針の策定** | 滋賀県　大津市議会 |
| **議会への市民参加を促す** | **市民との意見交換会・議会報告会** | 三重県　四日市市議会<br>北海道　旭川市議会 |
| **ペーパーレス化を図る** | **タブレット端末の導入** | 滋賀県　大津市議会 |

# 目次

1. 絶え間ない議会改革を行う

（1）議会による自己評価と外部有識者（学識経験者）による検証
… 北海道旭川市議会 ..... 4

（2）議会評価 41 項目のチェックシート … 北海道登別市議会 ..... 10

（3）議会版実行計画「議会ミッションロードマップ」
… 滋賀県大津市議会 ..... 13

2. 議会への市民参加を促す

（1）議会における住民参加の取り組みについて
… 三重県四日市市議会 ..... 17

（2）その他参考事例

【旭川市議会「市民と議会との意見交換会」】 ..... 21

【登別市議会「議会フォーラム」】 ..... 22

3. ペーパーレス化を図る

（1）タブレット端末の導入 … 滋賀県大津市議会 ..... 24

（2）その他参考事例

【北海道登別市議会「議場パソコンと議場モニター」】 ..... 29

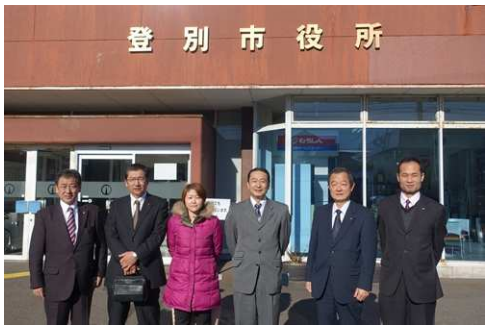

## 1. 絶え間ない議会改革を行う

視察項目
（１）議会による自己評価と外部有識者（学識経験者）による検証
… 北海道旭川市議会
（２）議会評価 41 項目のチェックシート … 北海道登別市議会
（３）議会版実行計画「議会ミッションロードマップ」 … 滋賀県大津市議会

### （１）議会による自己評価と外部有識者（学識経験者）による検証 … 北海道旭川市議会

【ご説明いただいた方々】

現議会運営委員会　委員長
白鳥　秀樹　氏

前議会運営委員会　委員長
中川　明雄　氏

議会事務局　議事課長
酒井　睦元　氏

【自己評価・外部評価の導入の背景】

（議会運営の評価及び検証）
第 19 条　議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に関し、不断の評価及び検証を行い、改善の必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるものとする。
旭川市議会基本条例より

旭川市議会は、議会基本条例を制定して 5 年目となる。制定の 2 年前（平成 21 年 10 月）から検討委員会を立ち上げ、議論を開始した。全国で条例制定が流行していた時期でもあったが、議長選挙で条例を作ると公約した候補者がいたことがきっかけだ。また、会派間の意見相違もなく、条例の制定のタイミングが良かったそうだ。

条例制定に携わった前議会運営委員会委員長である中川氏によると、議会基本条例の制定だけでは、然したる効果はないとのこと。日々、条例に基づいた活動をしているか検証をし、改善のため試行錯誤をすることで、ひいては議会改革の継続に繋げることが大切であり、そのために学識経験者の助言を取り入れることを考えたそうである。議会独自の自己評価（※1）については、全国の自治体議会で導入しているが、学識経験者による外部評価（※2）となると、そのハードルは極めて上がる。現在では基本条例は当たり前にあり、珍しくはない中、それを組み込んだことが、旭川市議会が注目される理由の一つと言える。

条例策定当時、外部評価に対する適当な先例はなかったため、旭川市議会独自の条文を作らざるを得なかった。中川氏は、今となってはこの条文を重荷に感じる時もあるが、そうも言っていられないので、実態が伴うように実施していかなくてはいけないとの決意も述べていた。

※1　議会独自で、議会運営等について評価するもの

※2　自己評価を外部有識者に検証してもらうもの

【評価・検証の仕組みづくり】

旭川市議会は外部評価を条例に組み込んでいるというが、第 19 条の条文を読んでわかるとおり、そこには「外部」という文言はない。旭川市議会では、条例施行と同時に「条例運用に係る基本方針（※3）」と「逐条解説（※4）」を発行しており、第 19 条については学識経験者の知見を活用するとされている。議会基本条例を一度作ってしまうと、条例ゆえに身動きが取れなくなると思われがちだが、基本方針や逐条解説などによる条文の解釈で自由度は十分確保されている。

> 「議会運営の評価、検証については、地方自治法第 100 条の 2（学識経験者等による専門的事項に係る調査）の規定による調査等、いわゆる「専門的知見の活用」の手法を使い、議会が自己評価し、その評価が妥当かどうか外部評価を受けます。」
>
> 旭川市議会基本条例逐条解説【P31】より

※3　基本条例に基づく議会運営に関し 12 項目の合意事項

※4　基本条例を市民に親しめるよう、優しく詳しく解説したもの

この第 19 条をどう実施するのかを検討するため、議会運営委員会と代表者会議を含め 17 回の協議をした結果、以下のようなことが決定された。

○評価の周期　　2 年に 1 度
○評価対象期間　　おおむね 2 年間
○自己評価者　　議会運営委員の全員及び無所属議員の代表者
○評価方法　　段階評価（1～5）及び文章評価（説明）を自己評価シートとして作成
○評価項目の設定　　基本方針の 12 項目を主とし、他の議会運営に対する項目（合意がとれたもの）が対象
○外部検証者の選定方法　　公募によらず、学識経験を持つもの
○評価結果の公開　　ホームページ、議会報
○「議会運営の評価及び検証実施要綱」の作成 … 基本条例第 19 条に基づく議会運営の検証・評価の実施に関し、必要な事項を定めたもの。
○「議会運営の評価及び検証実施要領」の作成 … 主に実施期間や外部検証者の人数等が記載されている評価毎に作成されるもの。平成 25 年、平成 27 年版がある。

なお、上記の決定事項は 2 年毎に議会の状況や世論、社会情勢などに見合うよう、その都度協議していくとのこと。

旭川市議会では平成 25 年、平成 27 年の 2 回の自己評価及び外部評価を実施している。2 年毎のサイクルで回しており、全体の流れは以下のとおりである。

| | 平成 25 年の検証 | 平成 27 年の検証 |
|---|---|---|
| 統一地方選挙 | 平成 23 年 5 月 | |
| 自己評価の協議を開始 | 平成 24 年 12 月 | 平成 26 年 12 月 |
| 自己評価終了と同時に外部評価を開始 | 平成 25 年 3 月 | 平成 27 年 1 月 |
| 外部評価終了、議長へ提出後、議員へ配付・公表 | 平成 25 年 4 月 | 平成 27 年 2 月 |
| 委員会の改選 | 平成 25 年 5 月 | |
| 統一地方選挙 | | 平成 27 年 5 月 |

平成 25 年と平成 27 年の検証スケジュールは異なっている。27 年については統一地方選挙があったため、一連の作業の終了を 2 カ月ほど繰り上げした。このように毎回同じようにはできないため、スケジュールの管理をしっかり行う必要がある。

【議会による自己評価】

自己評価を行う議会運営委員会では、当初、委員全員で話し合ってみたが、議論が進まなかったため、現在では正副委員長案を記載した自己評価シートを各委員に提示し、そこで出た委員の意見を踏まえ、修正していくという方法をとっている。5 段階評価に合わせ、文章評価として説明も加えており、主にその理由について議論した。計 10 回の会議では、各委員からは「もっと厳しい評価をするべき」と意見が多数を占めたが、評価シートとしてひな型を作っていたおかげで、一つ一つの順序を踏み、解決をしていくことができた。

No.5

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価項目 | 政務活動費の透明性の確保 | | |
| 基本条例 | 第９条第２項 | | |
| 取組目標 | ・会派及び議員は，政務活動費の使途について，透明性を確保するとともに説明責任を果たすものとする。 | | |
| 評価結果 | 段階評価 | 5　目標達成 | 4　概ね目標達成 |
| | 4 | 3　一部目標達成 | 2　ほとんど目標未達成 |
| | | 1　未着手のため今後の取組必要 | |
| | 【説明】<br>平成２５年度の決算書から，ホームページへの掲載や図書室での閲覧による公表を実施しているほか，会計帳簿や全ての支出に係る領収書の公開（情報公開条例の公開請求に基づく公開）を実施している。また，議長への提出が義務づけられていない会派及び議員が所有する書類についても，議会運営委員会の申し合わせにより，調査研究その他の活動に支障を来すおそれがある場合を除き，積極的に情報提供を行うこととなっている。 | | |
| 進行管理及び課題等 | 進行管理 | ア　実施に向け検討 | イ　改善・拡充 |
| | イ | ウ　継続・現状維持 | エ　完了・終了 |
| | | オ　休止・廃止 | カ　その他 |
| | より積極的な情報提供の方法などについて検討する余地がある。 | | |

No.8

| | | | |
|---|---|---|---|
| 評価項目 | 政策提案及び政策提言 | | |
| 基本条例 | 第１４条 | | |
| 取組目標 | ・政策の水準の向上を図るため，条例の提案，議案の修正，決議等により政策提案を行う。 | | |
| 評価結果 | 段階評価 | 5　目標達成 | 4　概ね目標達成 |
| | 4 | 3　一部目標達成 | 2　ほとんど目標未達成 |
| | | 1　未着手のため今後の取組必要 | |
| | 【説明】<br>評価期間において，議員提出の政策条例１件，議案に対する附帯決議１件，市に対する決議１件を提案し，そのうち２件が可決された。 | | |
| 進行管理及び課題等 | 進行管理 | ア　実施に向け検討 | イ　改善・拡充 |
| | ウ | ウ　継続・現状維持 | エ　完了・終了 |
| | | オ　休止・廃止 | カ　その他 |
| | 今後も市の重要案件については，積極的に政策提案，政策提言に取り組む。 | | |

平成 27 年旭川市議会基本条例に関する評価（議会の自己評価）【P18】より一部抜粋

【外部検証者（学識経験者）による検証】

自己評価が終了したのち、外部評価に入るが、外部検証者の選定に当たっては「学識経験者であり、かつ地方議会や地方自治制度の全体像に精通している必要がある」という判断をし、開始当初の平成 25 年は、大学教授、元代表監査、元議会事務局長の 3 名に就任を依頼した。「もっと多くの人を選定する」「市民公募」などの意見があったが、最終的には、多ければいいというものではないし、一般市民が入ればよいというものではないという考えで一致したようだ。

検証は、議会運営委員会正副委員長、外部検証者 3 名、事務局による 4 度の協議を経て議長へ提出された。協議において、最初は事務局から評価のポイントなどを説明、それ以降は外部評価員が独自に検証をしてもらい、文章に落とし込んだ。議会としての自己評価を厳しくしていることから、外部検証者は評価してくれたようだ。

検証のうち、議会内部と外部検証者の認識のギャップが最も大きかったものは、政務活動費の透明化である。旭川市議会としては、「十分、透明化が図られている」と感じていたが、外部検証員からは「しっかりやっていても、やっていることを見せないと市民は納得しない。マニュアルを市民に見せることで、厳しくチェックしている姿勢を公表する必要がある。」と意見があった。加えて「議員は議会のしくみなどを議論し改革に取り組んでいるが、それらの内部の取り決めについては、残念ながら市民はあまり関心がない」とも付け加えられたという。

政務活動費の透明化の確保

市民は税金の使途に最も関心があるので、市民の信頼をより一層得られるような運用をすべきである。既に厳しい運用をしているのであれば、更なる透明化の確保のため、議会側から政務活動費の使途を住民に公表し信頼を得られるような取り組みがあってもよいので、他都市の先進的な取組を参考にすべきである。

政務活動費については、制度の趣旨に照らして、有効な活用ができるよう会派及び議員による積極的かつ透明性の高い取り組みが期待される。

平成 27 年議会運営の評価及び検証　検証結果報告【P4】より

また、政策提案・提言の実績がなく、活用する姿勢が物足りないという指摘があった。外部検証員からは政務活動費を活用する中で、政策提言をしていくのがよいのではないかと提案もあったようだ。

政策提案及び政策提言

議員が条例提案等の政策提案及び政策提言をすることは、議員本来の仕事であることから、評価結果が５（目標達成）となるよう取り組むべきである。議員立法の推進のために、法制担当職員を配置するなどの事務局の体制整備が遅れているならば、政務活動費を有効に活用して条例案を作成していくなどの取り組みが求められる。いずれにしても議会運営委員会は新たな施策を検討し、市勢の発展のため執行部に対し、より積極的に政策提案・政策提言を行っていくべきである。

平成 27 年議会運営の評価及び検証　検証結果報告【P5】より

※「政務活動費の透明化の確保」と「政策提案及び政策提言」についての外部評価の検証結果を紹介したが、前々頁にその項目についての自己評価も掲載しているため、併せてご覧いただきたい。

【報告書受入後の対応】

外部検証者による報告書は、議会運営委員会にて議員全員に配付される。同時に委員会の 2 年の任期も終了する。次の評価・検証のため、報告書における課題を整理し、協議を重ねるよう申し伝えることを全会一致で了承した。新しい議会運営委員会では検証結果を「協議継続」「協議を別の委員会にゆだねる」「協議しない」の三つに分け、それぞれ取り組んでいくこととなる。

なお、自己評価シートの項目については、ある程度成果があった項目、または実現が現段階では不可能と思われるものは、削除することとしているそうだ。例えば、平成 25 年に項目としていた「議会事務局職員の議会採用について」は、実現が難しいと判断し、平成 27 年の項目からは削除している。

外部検証者については 2 年毎の改選だが、ノウハウなどの継続性を考えて、一人は必ず残ってもらうようにしている。平成 25 年外部検証員の 3 名のうち、大学教授が残り、平成 27 年には、若い大学の先生を後継者として、もう一人は元助役に就任してもらったそうだ。一つ間違うと混乱の種になるので、人選は非常に重要とのことだ。

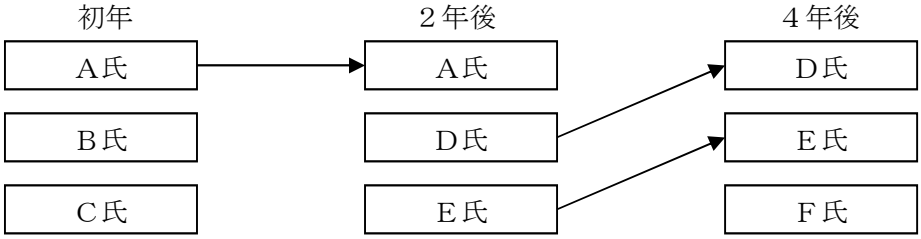


外部検証者（学識経験者）の継続性の例

【委員所感】

議会が自らを評価するという姿勢は学ぶところが多い。議会基本条例の作成が自己評価・外部検証のきっかけとのことだが、何より旭川市議会は議会としての主体性があったから実現出来たものと感じた。あわせて議員間の議論過程で多くの紆余曲折があったのだろうと、17 回の検討をした事実からも容易に想像できる。しかし、それを乗り越えて、考えを一致させた背景からは、何よりも市民との協働を重視した旭川市議会としてのスタンスがあったからだと思う。また、この取り組みにより、緊張感のある議会・議員活動を行うことが出来ていると感じた。取り組み当初は厳しい評価となるかもしれないが、それらを受け入れることで、改善に繋げる未来志向型の議会運営を感じることができた。

稚内市議会としてこの取り組みを取り入れるかは、今後精査していくことになるが、稚内市として何が必要で、何を市民と情報共有するか、しっかりと議論をしていきたい。

### （２）議会評価 41 項目のチェックシート　…　北海道登別市議会

【ご説明いただいた方】

議長（前議会運営委員会委員長）

天神林　美彦　氏

【議会評価「41 項目のチェックシート」導入の背景】

議員は監視をすることが基本にあるが、地方分権によりその役割が増している。登別市議会では、変化する社会情勢や市民ニーズに対応するため、議会基本条例制定の検討を平成 19 年から始め、23 年度に施行した。現議長である天神林氏が言うには、「議会は監視機能で完結してしまうのではなく、政策提案と政策提言につなげ、かつ継続をしなくてはならない。基本条例が無くても改革はできるが、担保するために制定した。」とのこと。登別市議会は、過去、定例会条例を見直し、年間 3 回とした。減らした 1 回分の時間をかけて、議員による政策提案や、市民との意見交換会などの取り組みが必要だということで確認しており、議会基本条例を作ったそうだ。当初は、既存の基本条例のいいところを数多く取り入れたが、まずは自分たちでやっていることを組み込み、そして他の自治体議会で行われていて登別市議会に必要な部分をプラスしていくように作り替えた。3 年かけて、60 回以上議論したおかげで、自分たちで全部作ったということが、議会全体の自信につながっているそうだ。

登別市議会基本条例の特徴は、以下のとおり「議会運営委員会において２年ごとに活動を検証する」と期日を明確にうたっていることである。

> （議会改革の推進）
> 第１８条 議会は、その役割と責任を自覚するため、議会運営委員会において２年ごとに活動を検証するとともに、その課題を抽出し、議会改革を継続的に推進します。
>
> （見直し手続き）
> 第２２条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、２年ごとに議会運営委員会で検討します。
>
> 登別市議会基本条例より

全国に存在する議会基本条例には、検証について期日を決めずに、「必要に応じて」や「定期的」などと表現してあるものが多い。登別市議会ではその部分をしっかりと 2 年とうたっている。施行した 2 年後の平成 25 年に初めてのチェックとなったが、そのために当時、議会運営委員会委員長の天神林氏が今回の調査事項である 41 項目のチェックシートを作ることを考えた。シートにチェックをすることで、実現できたこと、できなかったことが明確になる。そしてそれらをしっかり検証することで、議会基本条例が順守され、改革も継続されるという考えが根本にある。これは前述した旭川市議会の自己評価シートと同様の考えであるが、旭川市議会よりさらに細分化された項目が並ぶ。

【「41 項目のチェックシート」の仕組み】

チェックシートには二種類ある。大元となる「41 項目のチェックシート」と、付随する「チェックシート基礎調査票」である。シートの 41 項目のうち、特に詳しい内容を記載する必要のある項目については、評価表へ詳しく記載している。

| 第１章　総　則 | | | |
|---|---|---|---|
| 第１条（目的）・・・・・・・・・・・・・・　活力あるまちの実現と市民福祉の向上 | | | |
| 第２章　議会及び議員の活動原則 | | | |
| 第２条（議会の活動原則） | | 実施状況 | ※課　題 |
| ○議会に関する情報公開と説明責任 | | ☑議会中継　☑議会だより　☑ホームページ　☑報告会 | |
| ●市民との論議の場 | 25 年度 | ☑実施（①議会フォーラム／１地区／９Gr.／１日）<br>（②定数・報酬に係る意見交換／１日） | ※フォーラムの開催形式・テーマ等の検証、参加者増の対応策 |
| | 26 年度 | ☑実施（議会フォーラム／１地区／－ Gr.／１日） | |

※41 項目のチェックシート（平成２５年度・平成２６年度）より一部抜粋

チェックシートの左部の項目がそれぞれ○と●で分けられている。調査票にはチェックシートの●の項目がさらに詳しく記載されている。

| 第２条（議会の活動原則） | 実施状況 | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 年　度 | 方　法 | 日　程 | その他 |
| ●市民との論議の場 | ２５年度 | ①議会フォーラム<br>②意見交換会<br>（議員定数・報酬に関して） | ①平成２５年１０月１６日<br>②平成２６年　１月２９日 | ①１地区／9Gr.／１日<br>Ⅰ部：議員勉強会<br>Ⅱ部：基調講演（神原勝氏）<br>Ⅲ部：意見交換会<br>②・討論<br>（ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰと６名の討論者）<br>・市民参加者と議員との意見交換 |
| | ２６年度 | 議会フォーラム | 平成２６年１１月１３日 | １地区／－ Gr.／１日<br>・市内の学生、生徒との模擬議会形式による意見交換 |

※チェックシート基礎調査表（平成２５年度・平成２６年度）より一部抜粋

項目の設定に当たっては、基本条例の各条文のうち「何かをする」とうたわれている項目をあげ、その整理を行った。例えば、条例の目的がうたわれている第 1 条にはチェック項目は設定されていない。41 項目あるが、日々チェックをしていけば、さほど労力にはならない。

チェックシートについては、議会の取組状況を把握するためのものだが、平成 27 年度からは新たな取り組みとして、議員個々の取組状況を把握するために、「自己評価表」を取り入れた。基本条例の理解を深めること、自分たちが理想に近づいているか、議員それぞれが自分の感覚で 4 段階評価をする。こちらは毎年行うようだ。

【委員所感】

「常にこのシートを見ていき、チェックが入っていない項目について、何をすればよいかを考えることが改革につながる。現在の状況は、条例の 20～30%程度しかできていないと思うが、それが分かるだけでも十分だ。できなかったことは引き継いで貰えばよい。大事なのは 2 年という期間に縛りをかけ、必ず検証をすることで、それこそが議会としてのレベルを上げることにつながる。」と天神林議長が言うように、議会のレベルの高さが伺えた。一つ一つの項目を評価することで、議会・議員活動が活発化され、市民とのかかわりも増えているのではないかと推測した。

重要なことは、項目として、議会の役割が明確化されていることである。同時に、それを実行するための議会としてのレベル、議員としての個々のレベルを上げていくことも必要である。天神林議長からは、もっと肩の力を抜いて、継続した取り組みをしていくべきとの助言も頂いた。市民の幸福感向上へ繋げるため、稚内市議会としてどのような改革が必要であり、これからの議会・議員とは何か、それらを常に自身に問いかけていかなくてはいけないと、考えさせられた視察であった。

## （３）議会版実行計画「議会ミッションロードマップ」　…　滋賀県大津市議会

【ご説明いただいた方々】

議会運営委員会委員長

竹内 照夫　氏

議会運営委員会副委員長

髙橋 健二　氏

議会局議会総務課主幹

田中　善隆　氏

大津市議会は、平成 22 年 3 月に政策的な議員提案として防災対策推進条例を制定した。特別委員会を設け、3 年もの時間をかけて議論を行っていたが、議会として専属の法制担当職員がおらず、行政側の職員に依頼すると時間がかかってしまうという課題が見えたそうだ。そこで政策的な条例を自前で作って行こうと考え、法政担当職員を議会局に配属した。その直後、平成 23 年 11 月に、いじめによって中学生が自殺するという痛ましい出来事が、大津市で起きた。当時の大津市議会としては、子どもたちや保護者達に安心をしてもらいたいが、教育委員会も機能をしていなく、行政側も混乱している状況でどうすればよいかと考え、議員が提案し、条例を作ったそうだ。その経験から、議会の議員・職員全員が一致団結すること、そして二元代表制としての議会の役割を自覚したという。現在、大津市議会は、マニュフェスト大賞の最優秀賞など名誉ある表彰を多数受けている。全国の自治体議会の改革を牽引していることは言うまでもない。

【議会ミッションロードマップの策定経緯】

大津市議会の議会基本条例は、平成 27 年 4 月に制定された。議会運営委員会委員長の竹内照夫氏によると「議会基本条例を作ったのは全国の中でも遅い。改革前に条例として改革項目を設定してしまい、理想と現実が伴わず、自分で自分の首を絞めている議会をたくさん見て来た。そのため、私たちは改革をし、検証し、今後も継続してできると確信したものを条文化した」とのことだ。

基本条例を制定するだけでなく、任期 4 年の議会活動の実行目標や工程を任期当初に設定し公表している。それが、議会版実行計画「議会ミッションロードマップ」である。

このロードマップは、議会活動を市民に約束することで、説明責任を果たし、議会の見える化の推進を図ることを目的としている。ロードマップの策定を通じて、全議員が議会活動の共通理解を深め、そのビジョンを共有することで、チーム大津市議会として議会力を高める狙いもある。

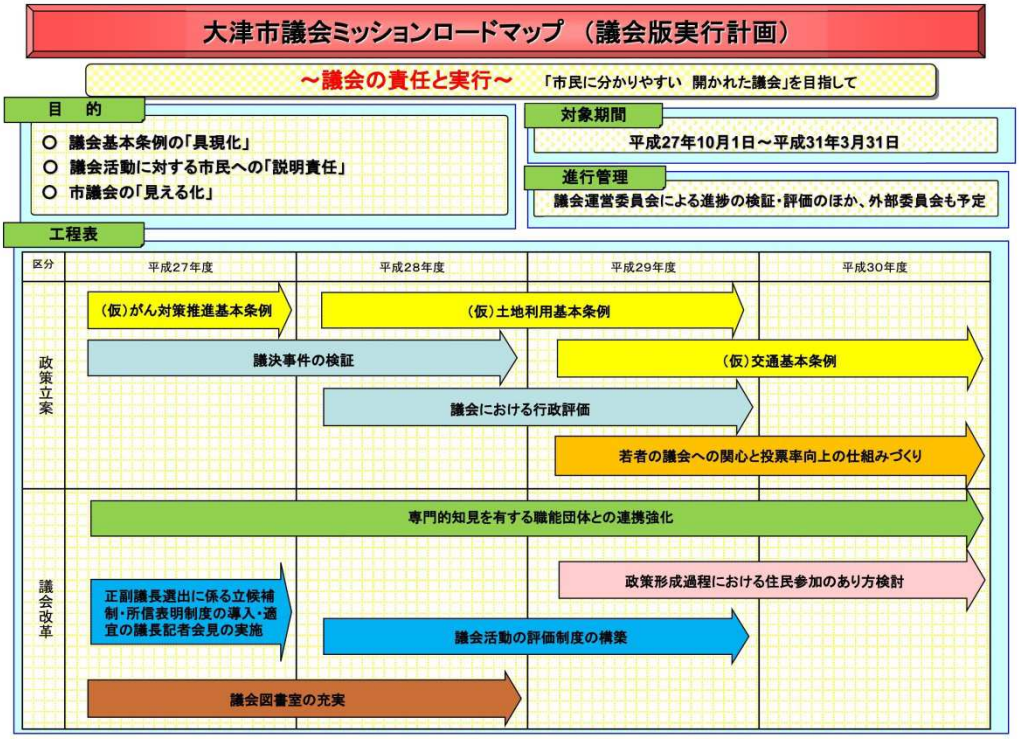


【政策検討会議と大学とのパートナーシップ】

ロードマップの策定に大きく寄与した会議体が、政策検討会議である。政策検討会議とは、会派の大小関わらず一人の議員を選出し、テーマに沿って集中的に審議する会議である。各会派からテーマが上げられ、手をあげた会派はその交渉について座長をする。そこで、最終案をととのえ、議運へ渡り、了承されたものが、議会に上程されるという仕組みである。

大津市議会局の田中主幹によると、この会議には、大学教授も参加しており、その効果が非常に高いとのことである。同志社大学、立命館大学、龍谷大学の３つの大学とのパートナーシップ協定を結んでおり、大学教授ならではの専門的知見により、議会提案の条例づくりを初め、各種議会改革について、非常に有効的かつ効果的に進めることが出来ているとのことである。他の市議会にはない、大津市議会の特色と言える。

【ロードマップの実行テーマの選定と行程】

ロードマップは、政策立案分野と議会改革分野の二つに分かれている。政策立案分野を条例制定、行政検証、政策提案に、議会改革の分野を機能強化、住民参加、議会運営、広報広聴に細分した。

政策立案分野は政策検討会議にて、議会改革分野は議会運営委員会や広報広聴委員会にて議員間討議を実施し、以下のとおり、実行テーマを選定した。

政策立案分野

○条例制定　…　「がん対策推進基本条例」「土地利用推進基本条例」「交通基本条例」の制定

○行政検証　…　議決事件の検証、議会における行政評価

※ 議会の機能と役割を踏まえて、その権能を十分に果たせるために

○政策提案　…　若者の議会への関心と投票率向上の仕組みづくり

議会改革分野

○機能強化　…　専門的知見を有する職能団体との連携強化

※ これまでの大学とのパートナーシップ協定に加えて、職能団体と連携

○住民参加　…　政策形成過程における住民参加のあり方検討

※ 議会の政策形成にどのような形態、手法で市民の意向やニーズを反映できるのか

○議会運営　…　正副議長に係る立候補制、所信表明制度導入、適時の議長記者会見の実施、議会活動の評価制度の構築

※ 議会としての自主性自立性を基本に、議会活動を自らスタートする仕組みを構築する

○広報広聴　…　議会図書室の充実

※ 図書の更新整備を初め、レファレンス機能を検証し、議員の調査研究・政策立案に資するよう、計画的に整備するもの

それぞれ実行テーマの選定にあたっては、各会議体でそれぞれ「共通性」「市民性」「緊急性」「有益性」「提案数」の五つの選定基準を設け、それぞれに3段階の評価を行なった。点数の多いものから選定したという。

| | |
|---|---|
| 共通性 | 個人や会派ではなく、議会全体として取り組むべき程度を評価したもの。 |
| 市民性 | 市民生活への反映や影響の程度を評価し、市民生活に直接的に影響を与えるものなのか、間接的に影響をあたえるものなのか、市民へのかかわりの度合いを見たもの。 |
| 緊急性 | 市民生活や、市政における課題に対するテーマの緊急度を評価した。課題の明確性、執行部による検証や取り組みの状況により、評価をしたもの。 |

| | |
|---|---|
| 有益性 | 市民生活や市政における課題に対するテーマの果たす有効性や必要性を評価したもの。市民や行政に対するテーマの実効力や拘束力を評価したもの。 |
| 提案数 | テーマを提出した会派の数に応じて評価をしたもの。 |

【対象期間】

対象期間は議員の任期を踏まえ、平成 27 年 10 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日としている。なお、次の任期に対応する次期のロードマップについては、改選後の市議会で検討されるが、現マップの評価検証を踏まえた新たなものを策定するものが望ましいと考えている。

【進行管理】

策定したロードマップの進行管理については、議会運営委員会で行なう。原則、毎年一回、3 月に検証・評価する。その年に実施しているテーマの進捗状況を検証し、以降のテーマの確認を行う。なお、議会運営委員会が必要と判断した場合には、実施期間や回数を変更することも可能としている。

最終年度においては 4 年間の成果を外部からの意見（現在パートナーシップを締結していない大学等の有識者を想定）を取り入れることが必要であると考えているようだ。

現在、政策立案分野の「がん対策推進条例」の制定では、政策検討会議において執行部との意見交換を初め、市民病院のがん医療現場の視察や、医師会との意見交換をしている。条例案のパブリックコメントなどを踏まえて、2 月通常会議で条例制定に向け、議論が進んでいるようだ。

さらに、議会図書室の充実では、議会の政策立案機能向上のために龍谷大学と図書館の龍谷大学図書館と連携の合意をした。龍谷大学図書館の図書資料及びレファレンス機能を大津市議会議員と議会局が自由に利用できるようになる。

【委員所感】

政策検討会議では、自らの会派の意見を無理にでも通そうとするのではなく、会派の垣根を越え、全ての意見の中から、大津市をよりよくするものなのかどうかを考えることに重点が置かれている。そこからは、議会のあるべき姿をしっかりと議員間で共通認識されていることが伺える。ロードマップにより、暮らす町の抱える問題点や課題の整理ができ、市民と議会の親近感を生む結果にもなっていると推察する。

大津市議会の姿勢からは、単なる批判勢力ではなく、理事者と政策提言を繰り返し、より高度な自治のあり方を探るために、尽力されている様子が伝わった。稚内市議会としても大いに学ぶべき内容が多くあった。

## 2. 議会への市民参加を促す

視察項目
（1）議会における住民参加の取り組みについて　…　三重県四日市市議会
（2）その他参考事例
・北海道旭川市議会「市民との議会との意見交換会」
・北海道登別市議会「議会フォーラム」

### （1）議会における住民参加の取り組みについて …三重県四日市市議会

【ご説明いただいた方々】

四日市市議会　議長
加納　康樹　氏

四日市市議会　事務局
濵瀬健介氏　大森陽司氏　清水浩一氏

【市民との情報共有】

四日市市議会では、四日市市議会基本条例第 9 条により、定例会の回数を年 1 回（通年議会）としていることが稚内市議会と大きく違う部分である。

今日までの議会改革を踏まえ、今後の四日市市議会としてのあるべき姿を 3 本柱の基本方針として掲げている。「市民との情報共有」「市民参加の推進」「議員間討議の活性化」である。今回は、議会への市民参加の調査を目的に四日市市議会を訪問したが、市民参加を促すには、まずは議会を含む市政全般に関心を持ってもらう必要があるのは言うまでもない。その上で、3 本柱のうち「市民との情報共有」「市民参加の推進」について、特に話を伺った。

まず、四日市市議会では以下のような各種広報を展開し、市民との情報共有を図っている。

| | |
|---|---|
| ① 配付物による広報 | 開会議会・定例月議会（年 4 回）・緊急議会（臨時会）の開催ごとに四日市市議会だよりを発行。 |
| ② テレビによる広報 | ケーブルテレビで放映。放送内容は代表質問、一般質問。 |
| ③ インターネットによる広報 | 上程予定議案を掲載。上程予定議案に対する市民意見募集。文章質問書、答弁書。本会議、すべての委員会をライブ中継、録画配信。議会報告会の開催予定やこれまでの概要の掲載。 |
| ④ 議長による広報 | 毎定例月議会、審議内容の説明。 |

四日市市議会基本条例には、議会内の会議の原則公開と市民等傍聴の促進（第 21 条）、議会決定事項について議長からの積極的な情報発信（第 22 条）を規定している。また、議会事務局に広報広聴係を配置していることからも、市民への情報共有や各種広報について力を入れていることが窺える。特に、上記④の議長による記者会見を毎定例月議会行っていることは全国でも珍しい。本会議最終日の閉会直後、議決内容の説明と合わせ、議会として注目してほしい項目（最近ではタブレットの配付やディスプレイの設置など）を説明している。地元新聞だけでなく、全国紙の朝日、読売、毎日が出席し、意見交換をしているそうだ。なお、大津市議会でもロードマップにて、議長の記者会見について今後取り入れることを記載している。

また、四日市市議会独自の取り組みではないが、三重県の独立系テレビ局である三重テレビでは、県議会の議会中継や、議会だよりをデータ放送で配信しているなど、三重県の住民は、政治に関わる機会が多くあるようだ。また、県議会を初め、三重県には議会改革の先進議会が多くある。それらにより、市民も議会を身近に感じているのではないかと推測する。

【市民参加の推進】

上記のように、積極的な市民との情報共有を行っている四日市市議会では、同時に市民参加を推進するために、シティ・ミーティングと題し、市民との意見交換会を開催している。参加対象は、一般市民はもちろん、テーマにより大学生や特定の団体とするなど、それぞれ臨機応変に対応している。平成 23 年に制定した四日市市議会基本条例には以下のようにある。

> （報告会）
> 第 23 条 議会は、議会活動について市民等に対し報告等を行う場（以下、本条において「報告会等」という。）を設け、情報提供及び情報共有に努めなければならない。
>
> 四日市市議会基本条例より

今回、調査地として選定した北海道旭川市議会、北海道登別市議会、滋賀県大津市議会でも同様の取り組みは行っているが、比較して、四日市市議会は特に実施回数が多い。4 つの常任委員会で定例月議会ごと行っており、年間合計 16 もの会場で多くの市民と意見を交換している。

【テーマの設定】

シティ・ミーティングの実施主体は各常任委員会である。テーマはそれぞれの委員会で決定をするが、年次計画は議会運営委員会で責任を持って決定をしているそうだ。議運で決めた先の細かい仕様は各常任委員会に一任されている。

各委員会別のテーマを見ると、総務委員会では平成 26 年度のテーマが 4 回すべて防災対策であった。なぜ防災だけなのか理由を尋ねると、総務委員会の所管は総務・財政など市民にとって分かりにくいものが多い。その中で市民が関心も高く、分かりやすく、意見交換をしやすいテーマのためとのこと。このように委員会のそれぞれの状況に合わせて選定をしている。

テーマが決定次第、開催までに、チラシをつくり各議員に約 10 部ずつ渡し、各自が配って周知をする。会派の街頭演説会などで配布するビラに掲載したり、各議員の facebook や、メールマガジンで呼びかけるなど、各自努力をしている。また、正式ではないが、テーマに関連する団体などに議員が声掛けをすることもある。関心が高い団体に関しては、声を掛けずとも自主的に来る場合も多いそうだ。

課題としては、参加者数の減少及び固定化（60 歳代以上の男性が多い）とのこと。若い世代や女性の参加が少ないため、平日の夜間に開催していたものを、参加しやすいよう休日に行ったところ、参加者が増えたそうである。

【当日の進行】

当日は 1 部を議会報告会、2 部にシティ・ミーティングという順序で進行を行う。司会進行役の議員を会場ごとに設け、冒頭に必ず、「今から皆さんの御意見を頂戴しますが、それに関して回答できるものはその場で回答しますし、できないものに関しては持ち帰り、後日ということになろうかと思います。」「各議員の発言は委員会としての判断ではございません。議員個人として、お話をさせていただきますので御了解いただきたい。」という 2 点お断りを入れる。シティ・ミーティングは委員会として立つ場であるが、議員個人の意見を述べることで混乱が起きないのかを質問したところ、あくまで市民からの意見に対し答えることに終始するため、議員個人として我を張るような意見はあまりないとのこと。

答えることができる質問であればその場で回答するが、市民からの提案であれば、直近に開催する常任委員会で再度協議をする。その上で、委員会として結論が出せるものは出し、出せないものは議会運営委員会に諮り、議会全体の問題として捉えるもの、他の委員会へ申し送りをするものに振り分けるなどもしているそうだ。

【その他の取組み】

四日市市議会ではシティ・ミーティングの外、市民参加を促す取り組みを行っている。

① 議案に対する市民意見募集

ホームページを使用し、市民意見を吸い上げている。四日市市では定例月議会の 1 週間前の時点で議案が議員へ公開される。正副議長が正副委員長を務める広報広聴委員会にて、市民生活に影響が大きいと思われる議案をピックアップし、その議案と共に資料をホームページに掲載し、それに対して市民から意見を頂くという制度である。掲載する議案については、4 つの常任委員会の所管を網羅できるよう選んでいる。本会議まで一週間程度の時間しかないため、事前に、「頂いた意見については、委員会審査等で各議員が活用させていただきますが、お返しをするということ等々はございません。」ということを断っているとのこと。

② 四日市議会モニター

平成 27 年度 48 名（地域からの推薦 42 名、公募が 6 名）の市民が市議会モニターとして傍聴または中継などを閲覧した上で、感想や意見をもらう。平成 16 年度からの取り組みである。推薦 42 名の中には、市内大学の学生 4 名が入っている。平均年齢は 62 歳。

モニターの意見により改善した内容は、議会だよりを縦書きから横書きにしたり、委員会の傍聴者に対し、途中入室を可としたり（以前は休憩のときしか出入りが出来なかった。）、傍聴者が資料などを分かりやすくするために大型ディスプレイを設置した。

③ 議員連盟の活用

議会として住民参加を求めるため、四日市市議会の任意団体である議員連盟の活動の中で住民と交流をしている。以下、そのうちの例。

○ スポーツ文化振興議員連盟

四日市市内は旧東海道があり、そこを歩いて、楽しむ企画を議会主催で行っている。市民の皆様にも声をかけ、2 時間程度歩く。

○ 東日本大震災被災地支援議員連盟

震災を忘れないため、3 月 11 日に議連のメンバーが街頭に立って、街頭募金活動等々をする。間接的に市民の皆様の住民参加をお願いしている。

○ 四日市町中元気づくり議員連盟

四日市の町中は夜は飲食店街でにぎやかだが、物を売る商店がなくなってしまったため、昼間は活気がなくなっている現状。二月に一回ぐらい、商店連合会など関係団体と意見交換を行っている。景気付けに四日市の町中を元気にしていく、キャッチコピーを募集することとした。

【委員所感】

今回説明を受けた中で、特に心に残った言葉は「議会改革は、これで良しと言うことはない。」ということであった。今回は議会における市民参加についての調査であったが、その他にも多くの改革を試行錯誤の上、実行してきたことが伺えた。市民に活動が見えることは当然のようにしなくてはいけないが市民が議会にできるだけ入りやすくなるように議会の有り方を追求し続ける四日市市議会の議会づくりに感服した。

**（２）その他参考事例**

**【旭川市議会「市民と議会との意見交換会」】**

平成 27 年 11 月 10 日午後 6 時 30 分から旭川市議会の本会議場で開催された「市民との意見交換会」を傍聴した。「長寿健康社会の実現に向けて」をテーマに、所管である民生常任委員会所属議員（8 名）と議長、市民 22 名が対面に座り、意見交換が行われた。司会は民生常任委員会副委員長が務め、テーマについての旭川市の現状説明を行ったのち、質疑応答へと入った。なお、司会から冒頭に「陳情会ではなく、あくまでテーマに沿った意見を交換し、よりよいまちづくりをするために開催するもの」との宣言があった。市民は氏名、居住地、社会的立場（町内会役員等）などを述べたのち、自らの意見を発言した。市民の意見に対し、それぞれ得意分野とする議員が回答を行った。ほぼすべての市民が質問や要望を行い、それに対し一人ずつ議員が発言をした。総時間は二時間程度だった。だれでも参加してほしいということから、参加者の市民には名前も聞いておらず、男女別人数の集計だけとしている。

後日、話を聞くと、旭川市議会ではテーマに対し逆説的に考え、開催日時や開催場所を決めることもある。そのようなことから運営準備に労力がかかるため、年回 1 回が限度だという。しかし、数や形にこだわることは無く、実行をするかしないかが重要だという。

基本条例に基づく委員会として、広聴広報委員会を持っており、インターネット、ポスター、議会だよりなど、現状出来るありとあらゆる手段を利用し、市民に周知している。その中でも議会だよりに掲載することが、一番効果的とのこと。空き家だと宅建協会や関連ＮＰＯ団体などにも声をかけているなどの働きかけをしているそうだ。また、あくまで関心を持つ市民に来てほしいと考えているため、各議員の支援者などに声をかけることはやめようということで一致している。

旭川市議会が市民との意見交換会を始めたのは 5 年前。それ以来、毎年 11 月に開催をしている。当初は一部の市民から、議員や議会を罵倒する発言などがされており、意見交換会を始めたことを後悔したそうだ。しかし、続けていくうちに、厳しい意見はあるが、街の発展のために建設的な意見が出されるようになった。陳情もあったが、執行部の方と調整すると粘り強く言った。議会の動きをできるだけ市民に示すことで、市民の空気が変わってきたそうだ。

議員としては、新人もベテランも同じ場に立って受け答えしなくてはならない。そのため、テーマについてしっかり勉強するようになり、議員の力をあげるための良い機会となっている。議員の主義主張が別々にあるので、当初は自分の意見は言わないという縛りはあったが、どうしても消化不良となってしまう。そこである程度は解禁し、議会としてこの場にいるという意識を持ち、モラルに任せることにした。細かい仕切り方はそれぞれ所管の委員会にゆだねられており、毎回テーマ設定からしっかりと議論をするため、委員会全体としてまとまってきているそうだ。

意見交換会には記録係として、広報広聴委員会の委員が同席する。その記録を取りまとめたものを所管委員会へ提出する。答えられなかった質問などは、所管委員会の中で取り扱いを協議し、結論を出したものを印刷物として発行し、各施設などに置かせてもらう。そのようなアフターケアを丁寧にする必要があるとのこと。

**【登別市議会「議会フォーラム」】**

登別市議会では、平成 19 年から議会フォーラムと銘打ち、市民との意見交換・議会報告会を行っている。議会フォーラムを開催することとなった背景には、経費節減のため定例会を 3 回とした過去があるとのことだ。6 月定例会を廃止した分、何かをしないといけないと考え、市民の意見を吸い出すことを目的とし議会フォーラムをスタートさせた。最初は市内三ヵ所で 200 名の市民が集まった。興奮した市民がいて、話が進まなかったことを悔み、それ以降はデータを取りながら、常に改善をしているそうだ。回数を重ねるごとに、参加者は減っているが、きちんとしたテーマを設定すれば、建設的な良い意見がもらえるということだ。また、テーマ以外にも意見が言いたい市民もいるため、自由に意見が言える場面も作る必要がある。

定例会を 3 回とした登別市議会だが、行政への意見の反映をするため定例会は 4 回必要だ、選挙後の初議会が 6 月ではなく半年後の 9 月では遅すぎるのではないかという市民の意見があり、4 年後には 4 回へ戻したそうだ。そのため、今までは時間をかけて企画をし、テーマを設定し、議論を行ってきた議会フォーラムだったが、その時間が取れない。結果

的に工夫をせざるを得なくなった。今までは 4 グループ別々の日程で行っていたものを、ある年は地区を分け 1 日で行う。ある年は大きな会場で 1 カ所で行うが、基調講演などを開催する。若い人の意見を取り入れるために、模擬議会を開催するなど、試行錯誤を繰り返した。回数や時間ではなく、何よりも市民と向き合うことを、議会として表現することが大事だとのこと。

## 3. ペーパーレス化を図る

視察項目
（1）タブレット端末の導入　…　滋賀県大津市議会
（2）その他参考事例
・北海道登別市議会「議場パソコンと議場モニター」

### （1）タブレット端末の導入　…　滋賀県大津市議会

大津市議会は、議場における ICT 化改修をすすめており、150 インチのスクリーン、両サイドのモニターやタブレットを整備した。議場を使用する機会は本会議だけという自治体議会が多いが、大津市議会では視察も議場で受けている。開かれた、分かりやすい議会を目指すという考えのもと、動画や画像をスクリーンやモニターに映し、視覚的に説明ができるためだ。ちなみに 26 年度は 100 件程度、27 度は約 135 件を超える視察が訪れている。

今回はペーパーレス化の調査に伺ったが、大津市議会では議会 ICT 事業という大きな枠組みの一つとして、タブレット端末を導入している。議場における放送設備等の改修などのハード的、そしてタブレット端末のソフト面を計画的に整備した。平成 24 年の 9 月本会議中に放送設備が故障し、議事を一時中断せざるを得なかった経緯が背景にある。

【ハード面での議場改修】
大津市議会の議場改修は、工事を二期に分けて行われた、

○ 第一期工事　…　放送設備のリニューアル、モニターの設置

議場では当時、有線マイクを使用していた。調整室に古い機器（マイク、録音、映像配信）がそれぞれ独立してあるため、操作をする職員が 3，4 人必要だった。それを全自動化させる計画を立て、今では 1 人の職員で操作できる状態となった。さらに、議場の両端にモニターを設置し、投票ソフトを使用し賛否（賛成・反対の数）を表示した。約 26,000 千円の物品リース代。

○　第二期工事　…　150 インチの大型スクリーン

プロジェクターを 4 年間リースで導入し設置した。第一期工事での賛否表示をリニューアルし、新たなシステムを導入し、議員の個別賛否が解るようにした。画面には議席の配置が描かれ、賛成ボタンを押すと議席の色が変わるというもの。9,300 千円。

ICT 化を図った結果、録音し忘れることがなくなったので、速記を廃止し、予算の削減に努めた。110 万円の節約。

二期目の工事が終わり、ハード面での議場改修を終えた。その後、ソフト面でのタブレット端末、各種ソフトウェアが導入された。

（参考）賛否ボタンの議事進行

議長により「賛成の方は賛成ボタンを押してください」との指示があり、各議員が議席に設置してある賛否ボタンを押す。ボタンは５つあるが、大津市議会では「賛成」か「取り消し」の二つのボタンしか設定しておらず、「反対」の場合はボタンを押さない。他市議会によっては、「反対」「退席」「棄権」などもあり、それぞれの議事運営の仕方に対応できるとのこと。

「押し忘れはありませんか。」と議長より発言があり、押し忘れ、押し間違いがあった場合は、その時点で取り消すことができる。その後、調整室で職員が賛否を確定する作業（ボタンを押せなくなる。）をし、採決が確定する。

なお、それぞれ賛成議員の議席が青、反対が黒で表示され、総数も出る。

【ソフト面でのタブレット端末導入】

議場の改修が終了し、平成 26 年 11 月に ICT 化の最終段階として導入したのがタブレット端末の導入である。「環境への配慮」としてのペーパーレスを図るためだけではなく、「情報伝達の即時化」や「議会運営の効率化」により、できる限り議事を中断させないことも目的の一つだ。

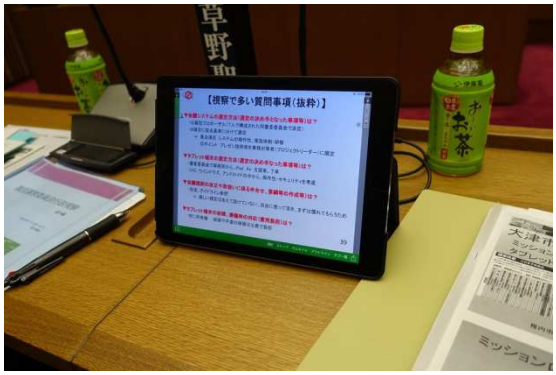


○ 環境への配慮

紙ベースの議案資料が増大化している状況の中、ペーパーレスとすることで、資料作成及び差替労力の削減化、議案保管場所の確保、運搬性の改善などが図られる。

○ 情報伝達の即時化

庁外においてタブレット端末の常時携帯をすることで、FAX、電話、携帯メールとばらばらであった情報伝達手段を、タブレットのみとし一本化。執行部や事務局からの情報提供についても資料の一斉送信。

○ 議会運営の効率化

過去は休憩を取り確認するなど、時間がかかっていた再質問などにおける答弁漏れや発言訂正などについて、タブレット端末に文章を送信することで、迅速な対応が可能。

上記の目的を達成するために、下記のとおり、議員、議会局職員、市長、各担当部長など合わせて 74 台のタブレット端末と、同時にそのパフォーマンスを最大限生かせるよう三つのソフトウェアも導入した。

| | | |
|---|---|---|
| タブレット端末 | iPad 64GB セルラーモデル | 通信料 1 台 5,960 円。3 年目以降は 4,860 円 |
| ソフトウェア | （1）会議同期システム<br>（2）議場内通信システム<br>（3）グループウェア | 5 年の継続契約リース総額 1,690 万円。月 2,740 円×74 台×5 年間 |

タブレット端末はセルラーモデルのため、通信料が月ごとに発生する。大津市議会の議員はそれを私費として半額、政務活動費として半額を支払うこととした。これはタブレット端末を議会内に限らず、視察先、個人活動などでも使用することを想定しているためだ。タブレット特有の持ち運びやすさ、すぐに資料を出せることなどの性能を全て活かし、議

員活動を行うことができる一方で、議会とは関係ない使い方もできるため、半額分を私費負担している。なお、職員については全額公費である。

iPad を選んだ理由は、Android 系とは違い iOS 系であり、USB を繋げることが出来ないことから、セキュリティー面において優れ、使い勝手がいいためとのことである。

紛失した場合でも、タブレット端末内の資料は、議会で公開しているものであり、閲覧されること自体は特に問題はない。しかし危機管理の面を考慮し、事務局からロックを掛けることができる。また、GPS でどこに落としたか、現在どこにあるかが分かる。

なお、契約業者を招聘し、タブレット端末の研修会を 3、4 回開いた。操作に不慣れな議員もいたが、研修会のおかげで比較的早く慣れたそうだ。

次に、導入したソフトウェアを紹介する。

（1）会議同期システム

執行部が資料を使用し、説明していても、資料のどこを見ればいいのか分からないということがありえるだろうと考え、導入したシステム。執行部がタブレット端末の画面を動かせば、他の端末も同期され、同じように画面が表示されるシステム。マーカーなどで、文章に線を引くことも可能。タブレットに慣れている議員は、自分で自由に動かすこともできるし、ワンタッチで同期しなおすこともできる。

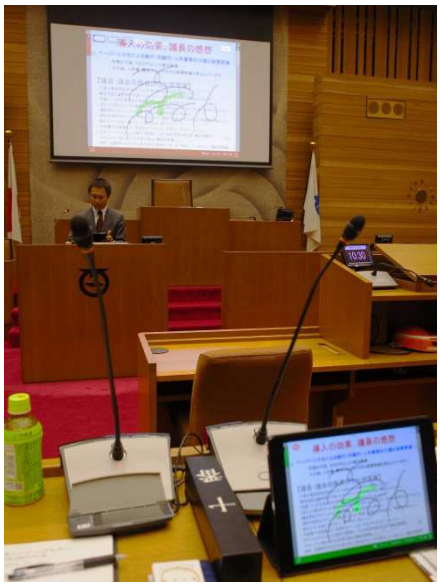

演台でタブレットを操作すると、大型ディスプレイと手元のタブレットにも同時に映る。（右写真）

（2）議場内通信システム

タブレット端末同士でグループを作り、メッセージを交換する。議場外の職員との連絡にも使用できる。議事進行の指示、休憩の連絡、発言訂正の指示等で使用している。

（3）グループウェア

タブレット端末同士でメッセージ、カレンダー、ファイル管理、議会日程などのスケジュールを同期できる。議案書、予算書、資料などをクラウド方式で閲覧でき、端末にも保存できる。また、一般質問時には議員の用意した資料を出して（議長に許可を得てから）、視覚的に分かりやすく質問することもできる。事務局で打ち込んだ議会のスケジュールや、議員個々のスケジュールも閲覧でき、どの会議に誰が出席するかもわかる。今までは会議日程などを各議員に FAX をしたり、メールしていたが、その手間が省かれた。

【ICT 化の結果】

タブレット端末の導入により、今までその都度、中断や休憩をはさんでいた議事運営だが、中断することがなくなり、傍聴者や中継視聴者が分かりやすい議事運営ができるようになった。それらは数字にも表れており、大津市議会のホームページや中継のアクセス数は増加傾向にある。ホームページは平成 25 年度 39,000 件から 26 年度は 94,000 件、議会中継も 25 年度 59,000 件が、26 年度では 132,000 件と大幅に増加した。スクリーンを使用し視覚的に説明をすることで、何が議論されているのか分かりやすくなるなど、飽きないように議会中継ができているからではないか。

市長部局は良く報道されるが、議会はなかなか報道されない。議会の取組みを多くすることによって、記者も報道してくれるようになったという。大津市議会の地道な議会改革への取り組みは、市民の意識も変えたようだ。

（参考）ICT 化した場合の会議録

タブレットやスクリーンなどを設置したことで、言葉だけでなく写真や映像を使えるようになったが、一方で会議録として分かりにくくなる場合がある。例えば質問するとき、写真や映像をさして「ご覧のとおり」などと発言してしまうと、会議録の文章上では何かがわからない。そこで、大津市議会は、議会内のルールとして、細かく口述して説明をすることを徹底している。写真や映像の資料はあくまで言葉の補足資料とし、会議録に対応している。今後は、会議録にそれらの資料も掲載できないか検討をしているとのことだ。

【委員所感】

実際にタブレット端末を操作してみたが、その有効性は多岐に渡ることが分かった。単なるペーパーレスのために導入するのではなく、大津市議会のように市民との情報の共有のための議会 ICT 化という大きな枠組みで進めていくべきであろうと考える。稚内市議会でも、平成 28 年 3 月定例会から 2 つのディスプレイを設置し、上程議案名や質問の残り時間などを表示している。今後、大型スクリーンの導入などが必要性に迫られることは十分考えられるため、まずはタブレット端末から始めていきたい。しかし、導入を急いでしまうと、宝の持ち腐れになってしまう。議員全員が使えるように研修会を行なったり、執行部である行政側と、その必要性の共有を図ることはもとより、大津市議会のように、しっかりと未来を見据えた計画を立て、取り組んでいくべきである。

（２）その他参考事例

【北海道登別市議会「議場パソコンと議場モニター」】

登別市議会でのモニター使用例

登別市議会では、平成 14 年からパソコンを各議員に貸与している。設置のきっかけは、執行部局が平成 13 年に例規をデータ化しＣＤ配付することにしたもので、必然的にデータを見るためにパソコンが必要となった。当初はパソコンの活用に苦慮していたそうだが、今では会議録も保管用以外はすべてＣＤとしたり、議案説明の資料（口述する文書、提案説明書など）を事前にパソコンへデータ配布している。議場で耳だけで聞くのではなく、目でもしっかりチェックできるし、後からも確認することができるのが利点だという。ペーパーレス化を目的にしているが、議場でのインターネットや、メールもできようにしている。議会中に分からないことがあればインターネットを活用して調べることもあるそうだ。ただし、持ち出しは許可していない。自宅にデータなどを持っていくためにはメールで送るようにしている。また、個人的なタブレットやパソコンについては、登録様式を議長に提出することで、議場へ持ち込み可としている。

また、議場にモニターを入れている。一般質問をする場合、自分が調べたことを表や写真で説明する場合もあるとのこと。使わない場合は残り時間を表示している。会議規則の中で、資料の提出について書かれており、その条項の申し合わせとして議場のモニターの使用を定め、自分で操作をすると規定を作っている。表示するものも自分で調査したもので、インターネットから持ってくるなどは禁止している。音も出してはいけない。大津市議会同様、会議録のため、口述で説明を加えないといけない。そのため一般質問に入る前に議長から「なお、一般質問に当たり、議場でのモニター使用に際しましては、登別市議会会議規則第 100 条の申し合わせ事項第５項のとおり、表示内容については必ず説明を行うなど留意されますようお願いいたします。」と発言する。それでも口述しない議員の場合は、議長において注意する。

(資料等印刷物の配布の許可)
第 100 条　議場において、資料、文書等の印刷物を配布するとき、議長の許可を得なければなりません。

登別市議会会議規則より